

## 補助金調書

補助金名	集会施設補助金(借上)			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部公民館支援課 (TEL 711-4654)
交付先	団体	地域住民団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	【借上】集会施設の年間借上を行う予定年度の前年度8月末まで 【会議室等借上】会議室等の借上を行う前まで		
(公募の場合) 応募要件	地域住民団体				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	20	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	地域住民の福祉の向上とコミュニティ振興を図るため、自治組織の活動の拠点である集会施設の設置促進を目的として、自ら行う集会施設の設置等に対し助成を行うもの。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	超高齢社会の進展や災害時の地域住民における相互の支え合いなどが重要視される一方で、単身世帯の増加や価値観の多様化などにより、地域コミュニティへの関心の低下、地域活動への参加者の減少、住民同士のつながりの希薄化などの課題が生じている。このことから、地域活動の場としての集会施設に対する地域の期待は高まってきており、より一層の支援策が必要となっているため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b> 補助率: 1/2 補助限度額 ・借上(16回を限度)・・・50万円/年 ・会議室等借上・・・2万円/年  (参考)新築等に対する助成あり ・新築、購入・・・800万円 ・増築、改築・・・200万円(耐震改修工事を併せて行う場合は290万円) ・修繕・・・100万円 ・借上空き家改修 増築、改築・・・200万円(耐震改修工事を併せて行う場合は290万円) 修繕・・・100万円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	10 件	10 件	10 件	
	1,942 千円	1,046 千円	1,297 千円	1,266 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	集会施設の借上 ・借上 4件 ・会議室等借上 6件				
補助金交付 による効果	自治組織が自治活動を行う中で集会施設を必要とする場合、整備等に係る財源の確保は大きな負担であること、また自治活動の一定の公益性があることから、整備等に係る費用の一部を助成し、自治組織の負担を軽減することで自主的な活動の促進に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。